

優生保護法被害兵庫弁護団声明

優生保護法被害大阪訴訟判決を受けて

2020年11月30日

優生保護法被害兵庫弁護団

本日、大阪地方裁判所第3民事部において、旧優生保護法に基づいてなされた優生手術等に対する国家賠償請求訴訟の判決が言い渡された。

「違憲」判断を行ったとは言え、請求を棄却したことは、差別と苦痛に耐え、裁判に立ち上がった障害者を打ちのめすものである。

国会、政府の行った人道に反する行為について、裁判所も同じ国の機関として、優生保護法の被害が今もなお続いていることを直視し、公正かつ誠実な判断を行うべきである。

国会、政府の責任を認めないことは、司法もまた、優生保護法・優生思想を追認することに他ならない。

この判決を認めることはできない。

以上